

外国人の方の退職金請求手続きについて

退職金は、**帰国前に原則日本国内でお受け取りになっていただく**ようお願いいたします。

退職金請求手続き中に、帰国されたり、海外への送金を希望される場合は、通常の退職金請求と異なる手続きとなり、別途記入していただく書類や添付していただく書類が多くなります。

また、相手国の通貨に換算して振り込むこととなり、小さな銀行の場合は、何か所か経由しなければ本人口座に振り込めないため、振込手数料は本人負担となる場合があります。

(建退共長崎県支部では、海外送金の事例はありません。)

支部で退職金請求書を受け付けてから、退職金が振り込まれるまでに約 1 ヶ月かかります！

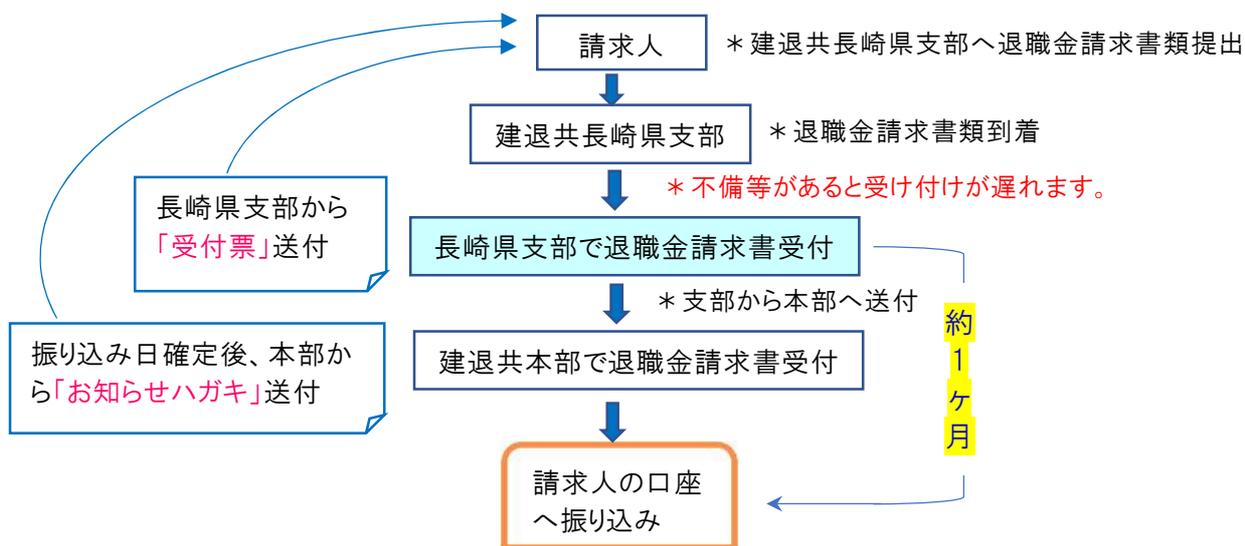
(退職金請求書が支部に届いた日から約 1 ヶ月ではありません。)

* 受付日は、長崎県支部から送付される「受付票」で、確認できます！

! 記入の不備や添付書類不足等があると、更に受け付けが遅くなります。

※不備等があった場合は、連絡いたしますので必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

【退職金請求手続きの流れ】



お願い

- 退職金請求手続き後、**振り込みの確認ができるまでは通帳口座を解約しないでください。**
- 退職金請求書類を提出の際は、**帰国日を付箋等に記入して手帳に添付してください。**
- お名前が、**手帳に記載の被共済者名と住民票及び通帳の口座名義人名が一致しているかご確認ください。**手帳の表紙にカタカナしか印字されていない場合は、手帳申込書の控え(手帳申込みを行った際にお渡ししている受付票)とご確認ください。
※建退共に登録のお名前(ローマ字)と住民票が違う場合は、氏名変更手続きが必要となります。
- 振り込み日が確定したら、振り込み日の数日前に建退共本部より提出された住民票の住所へ「お知らせハガキ」が送付されます。**必ず、確認をしていただくようお願いいたします。